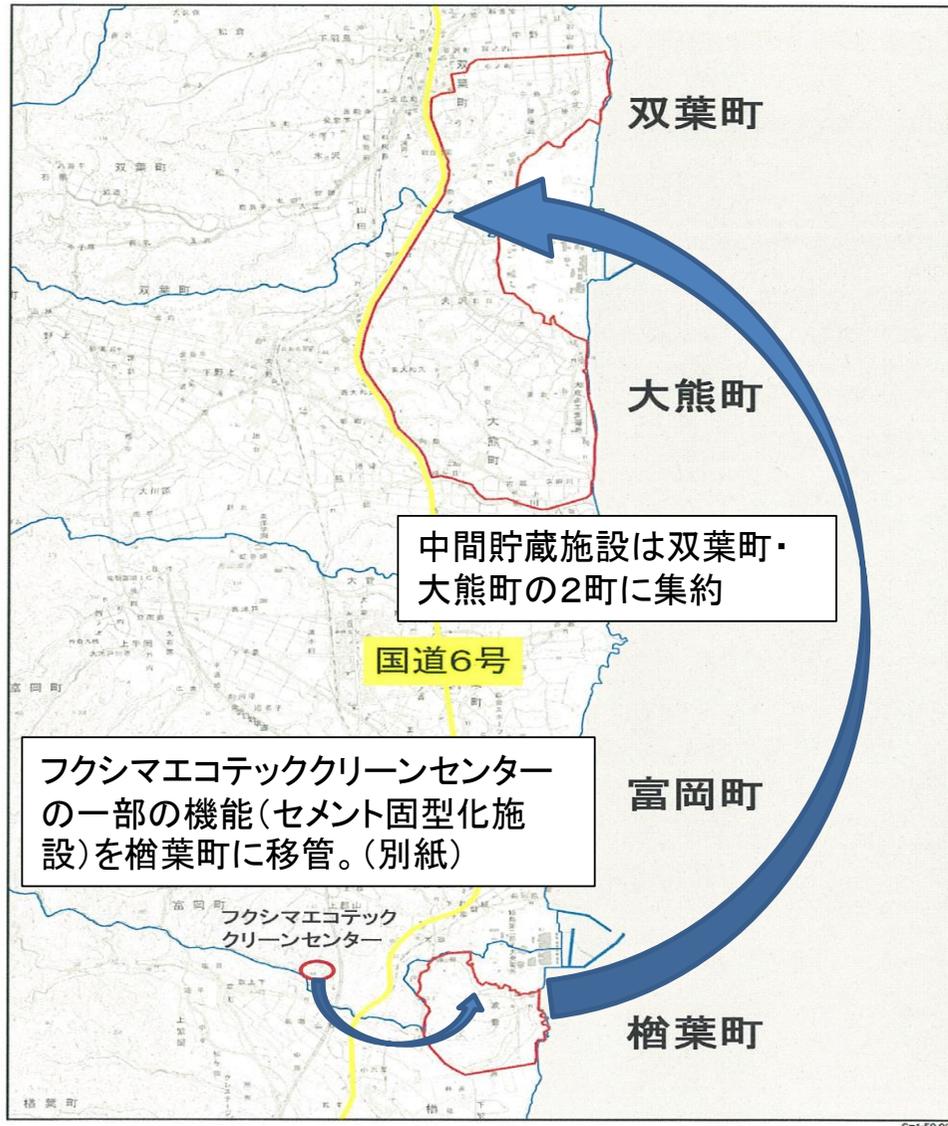


中間貯蔵施設の集約について

平成 26 年 3 月 27 日



1. 施設の集約の検討について

中間貯蔵施設については、本年2月、福島県知事から、地元の総意として、計画面積が増えない前提で2町（双葉町及び大熊町）への集約を検討することとの申入れがあり、国としてこれを最大限に尊重して検討を行った。

楡葉町に搬入を予定していた約250万 m^3 という除去土壌等の量は、「現時点で定量的な推計が困難なもの」に係る貯蔵容量（約600万 m^3 ）の範囲内であり、仮に約250万 m^3 をこの中で対応した場合でも、引き続き、約350万 m^3 の貯蔵容量を確保できること等を勘案し、面積を変えずに2町に集約することが可能であると判断した。

2. 減容化技術について

減容化技術については、除去土壌を含む汚染廃棄物の減容化に向けて、技術実証事業等を実施しているが、その実用化に当たっては、処理期間、コスト、分級可能な土壌の制約等の課題がある。また、これに加え、減容化後の低濃度となった土壌等について再生利用の道筋を立

てることが、プラントレベルでの実用化を図っていく上では不可欠である。

このため、現時点で減容化により搬入見込量を見直すことは困難であるとの評価に至ったところであるが、将来的な実用化に向けて、県や関係町の協力も得つつ、取組を進めていく。

3. 集約による交通負荷の増大に対する検討

双葉町・大熊町の2町に施設を集約することにより、その周辺の交通負荷が大きくなる可能性も考えられるが、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」の助言を得つつ、その他の輸送に係る検討項目と併せて整理していく。